

京都市告示第 409 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 3 月 3 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 一般国道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
477号	右京区京北下黒田町塩野123番地の1地先から	旧	メートル 320.50	メートル 5.70 ~ 6.80
	同町1番地の1地先まで	新	320.50	14.15 ~ 29.45

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大宮60号線	北区大宮玄塚南町10番地の12地先から	旧	メートル 4.90	メートル 1.09
	同町10番地の8地先まで	新	4.90	6.22

(建設局土木管理部道路明示課)